

(別紙)

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

直接支払いの対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものとする。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法の指定地域

山村振興法の指定地域（旧和泉村）

過疎化地域活性化特別措置法により過疎地域とみなされる区域（旧和泉村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、勾配が田で1 / 20 以上、畑で15 度以上の一団の農用地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、下記のとおり定める。

(旧大野市)

緩傾斜農用地については、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している田で、勾配1 / 100 以上1 / 20 未満の一団の農用地

この場合、一団の急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等下流または等高線に対して水平方向に隣接する一団の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。また、この場合の緩傾斜農用地の面積は、上流に位置する急傾斜農用地の面積と同程度までとする。

また、この場合の一団の緩傾斜農用地とは、道路で分割できるなど団地が区切れる範囲までを対象農用地とする。さらに、急傾斜農用地と緩傾斜農用地との位置関係は、地形全体を勘案して、下流または等高線に対して水平方向とする。

ただし、前期対策期間中に協定農用地であったもののうち、中部縦貫自動車道の整備により、急傾斜農用地と物理的に連担しなくなった緩傾斜農用地についてはすべて対象とする。

(旧和泉村)

(1) 緩傾斜農用地をすべて対象とする。

傾斜度が田で1 / 100 以上1 / 20 未満、畑、草地、採草放牧地で8 度以上15 度未満の農地。

(2) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地
高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地。

2 対象者

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める者とする。ただし、認定農業者に準ずる者とは、大野市水田農業ビジョンの担い手リストに定められた者、又は、地域の実情に合わせて大野市長が認める者とする。